

第2章 計画の基本方針

1. 障がい福祉サービスの質の向上

(1) 相談支援体制の一層の充実と質の向上

障がい者の主体的な生活を尊重し、自己選択、自己決定を支援するために、障がい者の様々な課題に対して相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う相談支援事業（基本相談支援（※1）、地域相談支援（※2）、計画相談支援（※3））を実施しています。

また、障がい者の地域生活を継続的に支援するため、全てのサービス利用者について、相談支援専門員がサービス等利用計画等の作成や定期的なモニタリングを行い、利用者のニーズに応じた適切なサービス提供を実施しています。

さらに、障がい者のケアマネジメントを担う相談支援専門員の一層の充実を図るために、毎月定例開催する出雲市障がい者施策推進協議会（以下「協議会」という。）サービス調整会議では、各相談支援事業所から事例提供をいただき、よりよい支援について検討しています。また、平成29年度(2017)から協議会運営会議で相談支援専門員の人材育成として研修会を企画、実施し、質の向上を図っています。

加えて、「出雲市指定特定相談支援事業者等指導及び監査要綱」に基づく相談支援事業所への指導を平成28年度(2016)から実施しています。（監査については、監査対象となる事案がないため実施していません。）

引き続き、指導及び監査を実施し、相談支援体制の一層の充実と質の向上に努めます。

※1 基本相談支援

障がい者総合支援法第77条に基づき、市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業として障がい者等からの様々な相談に応じ、必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整を行う。

本市は、この事業を島根県が指定する「指定一般相談支援事業所」、若しくは本市が指定する「指定特定相談支援事業所」の中から9事業所に委託している。

※2 地域相談支援

施設に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談を行う地域移行支援(利用期間：6か月)と、地域でひとり暮らしをしている障がい者と常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談を行う地域定着支援があり、島根県が「指定一般相談支援事業所」として指定している。

※3 計画相談支援

障がい者の心身の状況や置かれている環境を勘案し、利用するサービスの内容を定めたサービス等利用計画を作成する「サービス利用支援」とサービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、計画の見直しや変更を行う「継続サービス利用支援」があり、本市が指定特定相談支援事業所、指定障がい児相談支援事業所として指定している。

(2) 障がい福祉サービス提供事業者の質の向上

障がい福祉サービス提供事業者が、障がい者それぞれのニーズに合った質の高いサービスを提供するため、障がい福祉サービス提供体制を確保していきます。

障がい福祉サービス現場におけるスタッフの人材育成は、事業者の責任で取り組むことが基本ですが、行政には、各事業者が様々な課題等に対応できるよう必要な研修等を実施したり、情報を提供したりするなどの支援が求められます。

本市では、平成30年度(2018)の改正障がい者総合支援法や改正児童福祉法の施行を見据え、平成29年度(2017)から協議会の専門部会を再編成し、サービス事業者の人材育成や資質向上を図るためのサービス管理責任者(※1)やサービス提供責任者(※2)を部員とする「ささえる専門部会」を立ちあげました。

また、サービス提供事業者の質の確保と向上を図るため、平成28年度(2016)から島根県と合同で事業所の実地指導も実施しています。今後も、市として障がい福祉サービス提供事業者の質の向上に努めます。



2. 障がい者の生活を地域全体で支える

地域共生社会実現に向けたシステムの構築

(1) 地域包括ケアシステムの構築

障がい者等が地域の一員として、安心して自分らしい生活を送るために、地域包括ケアシステムの構築をめざし、市として、協議会サービス調整会議等で、関係者が情報共有や連携を行っています。

障がい者等が地域の一員として生活を行うため、市や医療機関、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所、地域住民等が連携して、誰もが自分らしく活躍し、相互に助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現をめざします。

また、国の基本指針においては、障がいの重度化、高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障がい者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう様々な支援を切れ目なく提供する「地域生活支援拠点」(以下「拠点」という。)を整備することとされています。

地域の実情に応じた創意工夫により、次の5つの機能を組み合わせた拠点を平成32年度(2020)末までに、市町村または各圏域に少なくとも1か所整備するとされています。

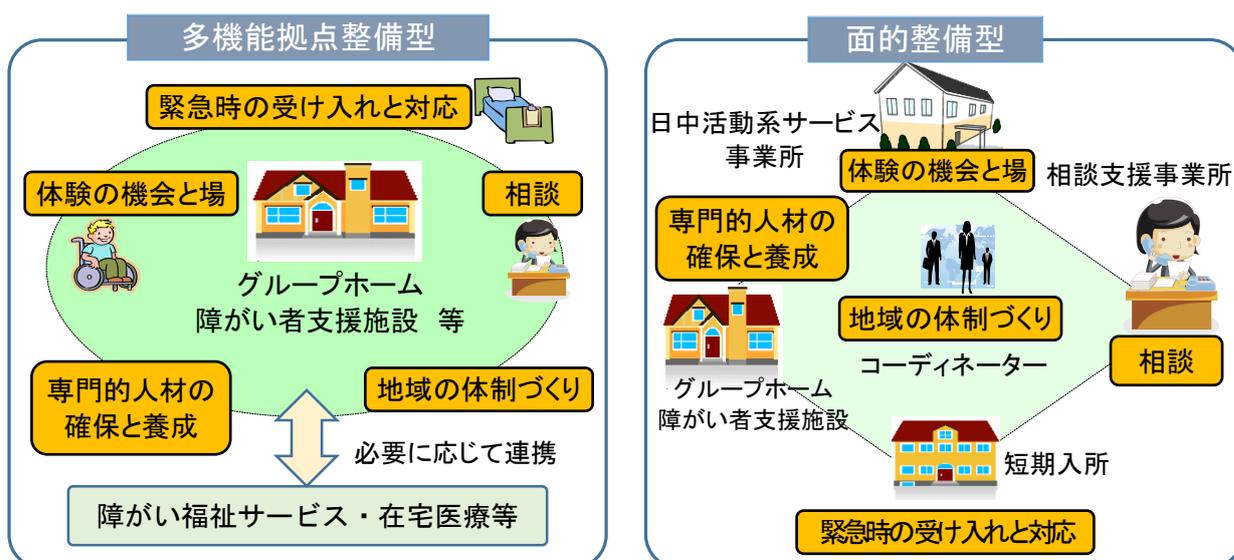
- ① 相談(地域移行、親元からの自立等)
- ② 体験の機会と場(一人暮らし、グループホーム等)
- ③ 緊急時の受け入れと対応(ショートステイ(短期入所)の利便性・対応力向上)
- ④ 専門的人材の確保と養成(人材の確保・養成、連携等)
- ⑤ 地域の体制づくり(サービス拠点、コーディネーターの配置等)

※1、2 サービス管理責任者、サービス提供責任者

サービス管理責任者：障がい福祉サービス提供事業所のうち日中活動系サービス事業所の責任者

サービス提供責任者：障がい福祉サービス提供事業所のうち訪問系サービス事業所の責任者

【地域生活支援拠点の整備型イメージ図】



本市においては、この5つの機能のうち①相談、④専門的人材の確保と養成⑤地域の体制づくりの3つの機能については、2か所の機能強化相談支援事業所、9か所の委託相談支援事業所を中心としてネットワーク化を図り、取り組んでいるところです。

今後、この3つの機能をさらに強化するとともに、拠点整備に向け、協議会を中心に地域におけるニーズや課題の整理を行い、「出雲らしい」拠点のあり方を検討します。

(2) 発達障がい者、高次脳機能障がい者及び難病患者に対する支援の一層の充実

発達障がい者や高次脳機能障がい者、難病患者の支援は法律の改正等もあり充実しつつあります。特に発達障がいや高次脳機能障がいについては相談件数も増加し、相談内容も複雑化しているため今後とも支援の一層の充実が必要です。

平成17年(2005)4月の発達障害者支援法の施行や平成28年(2016)の同法改正により、発達障がい者への理解や支援は広がってきていますが、乳幼児期からの早期の気づきとライフステージに沿って継続したより一層の支援が求められています。「島根県東部発達障害者支援センター ウィッシュ」及び各関係機関、本市関係各課と連携し支援を行います。

高次脳機能障がいは、平成16年度(2004)に精神障がい者保健福祉手帳の交付対象となりました。認知面のリハビリ的支援により時間をかけて回復することが分かっていますが、そのためには長期的な生活支援や就労支援を必要とします。引き続き、高次脳機能障がい者ミニデイサービス事業を実施します。高次脳機能障がい者支援パワーネットワーク会議(※1)に参加し、地域の関係機関・団体等とのネットワークの充実を図る

※1 高次脳機能障がい者支援パワーネットワーク会議

出雲圏域における高次脳機能障がい者の社会生活自立に向けた支援について検討するため、医療・福祉・行政等の関係機関が参加する会議

とともに、研修会情報等の積極的な発信やパンフレットの配布等により高次脳機能障がいへの理解を深めるための啓発に取り組みます。

難病患者への支援については、島根県を中心に、難病対策地域協議会の開催、訪問相談事業、患者家族会の自主活動支援等が行われています。本市では、難病対策地域協議会への参画、家族のつどい、巡回相談等の周知を行うほか、今後も医療機関をはじめ、出雲保健所、しまね難病相談支援センター等と連携を図り、必要な障がい福祉サービスの利用に向け支援を行います。

(3) 介護保険制度と連携した支援

介護保険制度優先であるため、障がい者が65歳以上になると介護保険サービスに移行することとされています。ただし、介護保険制度にないサービスは障がい福祉サービスを引き続き利用できます。平成30年度(2018)、高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、新たに共生型サービス事業所が位置づけられます。

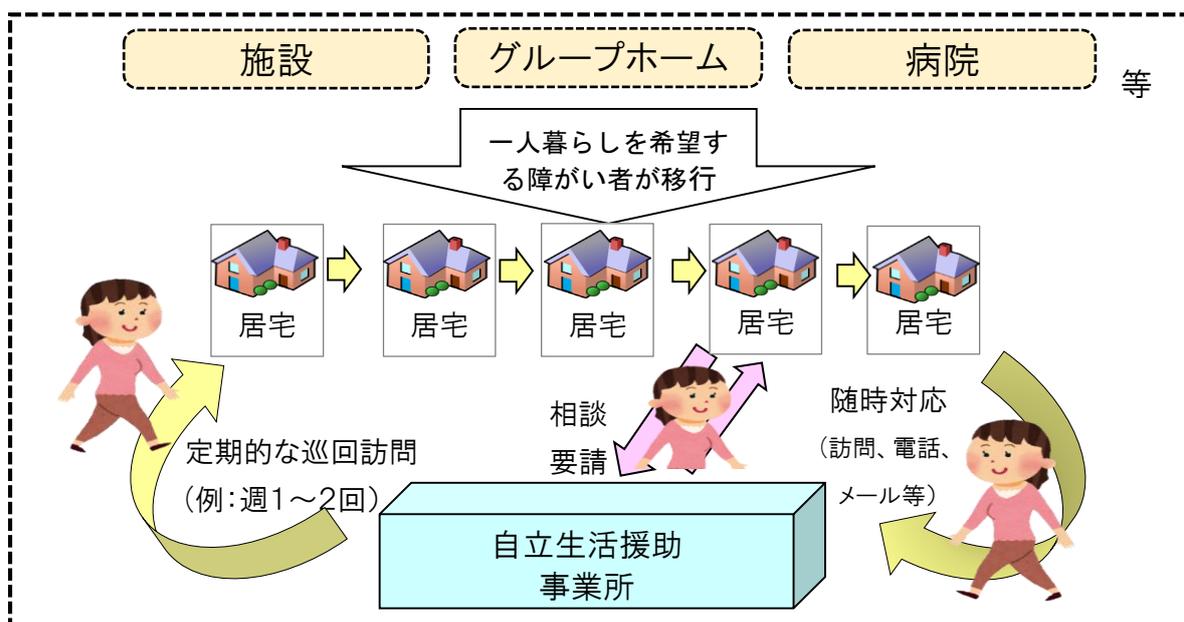
障がい者が必要とするサービスは多様であるため、介護保険サービスに移行しても安心して生活が送れるように、引き続き、必要な障がい福祉サービスの提供に努めます。

また、高齢障がい者を支援するため、介護保険担当課、地域包括支援センター（高齢者あんしん支援センター）、介護保険事業所等と障がい福祉に関する連携を強化します。

(4) 自立生活援助の利用に向けて

自立生活援助は、施設入所支援、共同生活援助（グループホーム）、病院等を利用して障がい者等が、集団生活ではなく居宅等における自立した日常生活を営むうえでの様々な問題に対して、定期的な巡回訪問や障がい者からの相談に応じ、必要な助言を行うサービスで、平成30年度(2018)から創設されます。市として、このサービスを利用し、障がい者が望む地域で安心して生活することができるよう支援体制を整えます。

【自立生活援助】



3. 施設入所や入院から地域生活への移行

(1) 地域生活移行者の増加

地域相談支援や、平成30年度(2018)から創設される自立生活援助を利用し、障がい者が望む地域でその人らしい充実した生活を実現できるよう必要な支援体制を整えます。

また、賃貸契約による一般住宅への入居が困難な障がい者に対し、不動産業者に対する物件斡旋依頼及び家主との入居手続き支援等を行う住宅入居等支援事業による支援も実施しています。

国の基本指針では、平成28年度(2016)末時点の施設入所者の9%以上が平成32年度(2020)末までに地域移行することを目標としています。しかし、本市においては、障がいの程度が軽い障がい者については、既に積極的な取組による地域移行が進んでおり、退所が困難な重度の障がい者が施設に入所している状況であるため、平成28年度(2016)末時点の施設入所者317人のうち、15人が地域生活へ移行できるよう見込みます。

したがって、地域生活移行者数については、平成28年度(2016)末時点での施設入所者の4%以上が、平成32年度(2020)末までに地域生活へ移行できることを目標とします。

(2) 施設入所者の減少

入所施設は、居室の個室化やユニット(※1)化、不審者の侵入防止等の安全管理のため、全国的に施設ごとの定員が減少傾向にあります。本市においても、入所定員の減少が見込まれます。

施設入所者数は、平成32年度(2020)末時点で310人と見込んでいます。

したがって、施設入所者数については、平成28年度(2016)末時点での施設入所者から平成32年度(2020)末までの施設入所者は、およそ2%の減少を見込みます。

■施設入所者の地域生活への移行、人数の数値目標

項目	数値	考え方
平成28年度末時点の入所者数(A)	317人	平成28年度末時点の施設入所者数
平成32年度末時点の入所者数(B)	310人	平成32年度末時点の施設入所者数
差引(A)-(B)	7人 2.2%	差引減少見込み数
地域生活移行者数	15人 4.7%	施設入所から共同生活援助(グループホーム)等へ移行した者の数

※1 ユニット

居室及び居室に隣接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所

4. 福祉就労から一般就労へ

(1) 就労移行支援推進による一般就労移行者の増加

障がい者の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う機関として、市内には「出雲障がい者就業・生活支援センター リーフ」(以下「リーフ」という。)があります。リーフでは、雇用・福祉・教育などの関係機関と連携しながら就業支援を実施しています。リーフへの障がい者からの相談件数は、平成27年度(2015)は4,694件、平成28年度(2016)は5,919件と増加しており、就業面、生活面双方において障がい者から認知され、確実に実績をあげています。

本市では、引き続きリーフや就労継続支援事業所、就労移行支援事業所等の関係機関と連携を図りながら、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。)利用者の一般就労への移行者を平成28年度(2016)実績の24人から、平成32年度(2020)末までに、その1.5倍の36人となるよう努めます。

また、平成28年度(2016)末の就労移行支援事業所利用者は42人でした。利用者の増加を図り、事業所利用者を平成32年度(2020)末までにその1.2倍以上の50人以上となることをめざします。加えて、平成30年(2018)4月施行の障がい者雇用促進法改正による法定雇用率引き上げ(※1)により、一般就労への就労移行率が3割以上の事業所が平成32年度(2020)末までに全体の5割以上となることをめざします。

さらに、平成24年(2012)に成立した「国等における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(障がい者優先調達法)に基づき、毎年度「出雲市障がい者就業支援施設等からの物品等の調達方針」を策定し、物品やサービスの調達に際しては、障がい者就業施設等から優先的に購入等を図るよう努めています。

■福祉就労から一般就労への移行者数の数値目標

項目	数値	考え方
平成28年度移行者数	24人	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
平成32年度移行者数	36人 1.5倍	平成32年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

■就労移行支援事業所の利用者数の数値目標

項目	数値	考え方
平成28年度利用者数	42人	平成28年度において就労移行支援事業所を利用した者の数
平成32年度利用者数	50人	平成32年度において就労移行支援事業所を利用する者の数
就労移行率3割以上の 就労移行支援事業所割合	50%	平成32年度において就労移行率3割以上の就労移行支援事業所割合

※1 法定雇用率引き上げ

障がい者の法定雇用率(事業主に課せられた障がい者雇用の義務)が、平成30年(2018)4月に引き上げられる。

(民間企業:2.0%→2.2% 国・地方公共団体:2.3%→2.5% 都道府県等教育委員会:2.2%→2.4%)

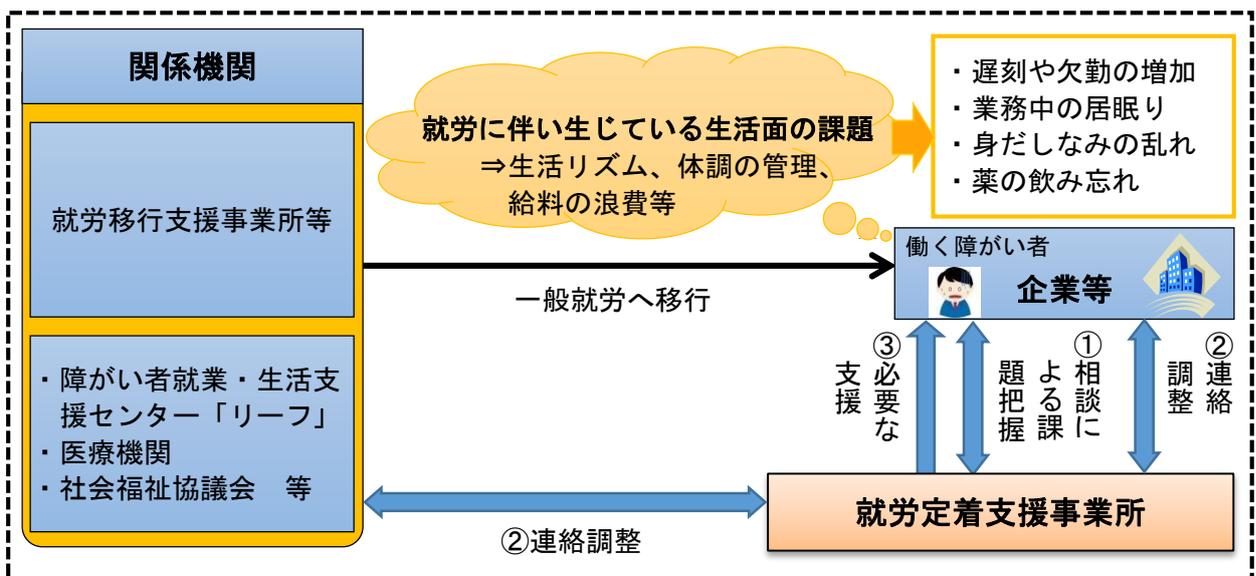
(2) 就労定着支援の利用に向けて

企業等の事業主、障がい福祉サービス提供事業者、医療機関等との連絡調整等を行う就労定着支援が、平成30年度(2018)から創設されます。市として、企業等に就職し、一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面に課題が生じている者を支援する事業所の体制を整えます。これにより、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率が、それぞれの年度末時点で8割以上の16人となるよう努めます。

■就労定着支援による職場定着の数値目標

項目	数値	支援者数	考え方
平成31年度職場定着者数	16人	20人	平成30年度中に支援を開始した者の平成31年度末時点の職場定着率を8割以上とする。
平成32年度職場定着者数	16人	20人	平成31年度中に支援を開始した者の平成32年度末時点の職場定着率を8割以上とする。

【就労定着支援】



5. 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの機能強化

地域の中核的な療育支援施設として、専門機能を活かした児童発達支援センターは、地域の障がい児やその家族の相談や障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行う等の機能を持つものです。本市には、平成24年度(2012)に2か所、平成25年度(2013)に1か所が設置され、計3か所の児童発達支援センターの設置により、障がい児への専門的な地域支援を幅広く行うことができるようになりました。この3か所を中心に、他の児童発達支援事業所等と緊密な連携を図り、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能を強化し、重層的な障がい児支援の体制の整備を進めます。

児童発達支援と放課後等デイサービスについては、今後も利用者が増えることが予想

されますので、市内全域での受け入れ状況を見ながら、身近な地域で療育が受けられる体制整備を引き続き行います。

(2) 保育所等訪問支援対象拡大と居宅訪問型児童発達支援体制の整備

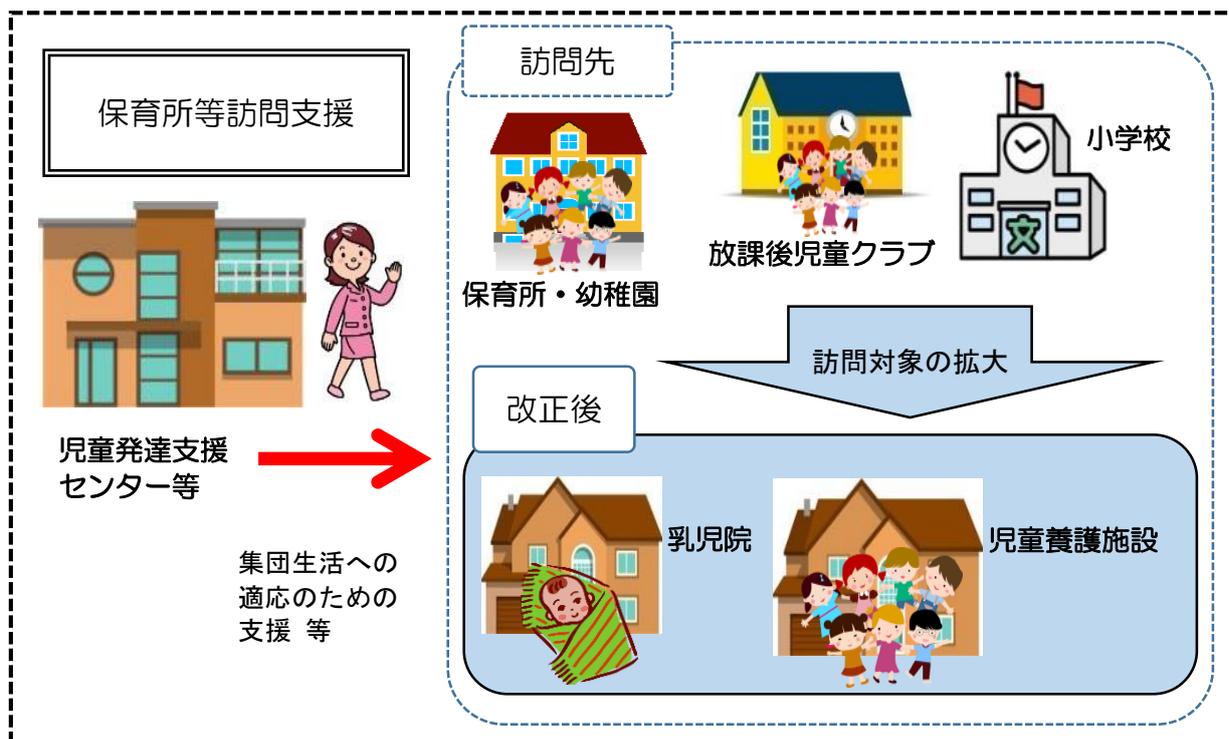
保育所等訪問支援事業を実施する事業所は、市内に7事業所あります。訪問先は、保育所、幼稚園、小学校、放課後児童クラブなど児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたものです。平成30年度(2018)から、この事業の訪問先が拡大され、乳児院や児童養護施設も訪問先となります。

全国の乳児院や児童養護施設に占める障がい児の割合は3割程度(乳児院28.2%、児童養護施設28.5%/平成24年度(2012))となっています。職員による支援に加えて、発達支援に関する専門的な支援が必要なことから、平成30年度(2018)から保育所等訪問支援の対象を乳児院や児童養護施設に入所している障がい児に拡大し、障がい児本人に対して他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。同時に、施設職員に対しても障がい児の特性に応じた支援内容や関わり方について助言等を行います。市内には、対象となる乳児院や児童養護施設はありませんが、他市町村の乳児院や児童養護施設に入所し、本市を援護地とする障がい児の利用の可能性がありま

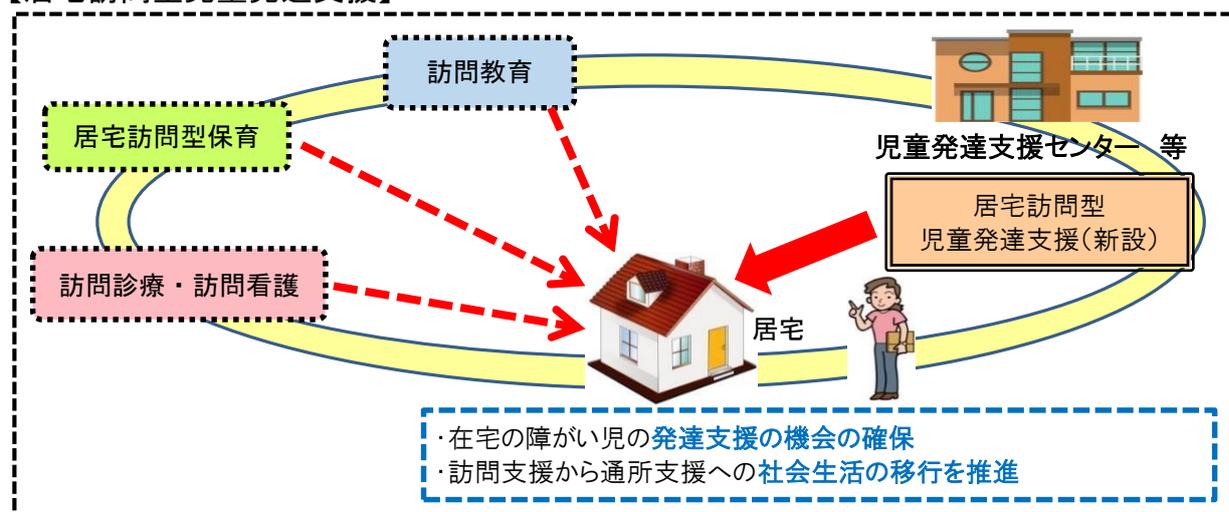
す。また、居宅訪問型児童発達支援は、児童発達支援等を受けるために外出することが困難な重度の障がい児等について、居宅を訪問し、日常生活の基本的な動作の指導を提供するもので、平成30年度(2018)から創設されます。

本市では、平成30年度(2018)以降、数人程度の利用希望があると把握しており、居宅での支援体制整備に努めます。

【保育所等訪問支援】



【居宅訪問型児童発達支援】



(3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

利用者からのニーズを的確に把握し、平成32年度(2020)末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、市内に少なくとも1か所以上確保するよう努めます。

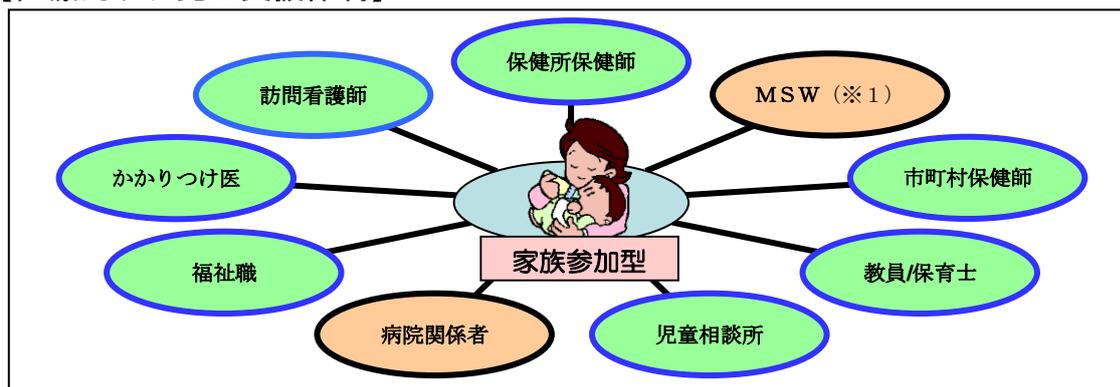
(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の連携

医療技術の進歩等を背景として、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児（以下「医療的ケア児」という。）は年々増加しており、平成27年(2015)の医療的ケア児は全国で1万7千人と推計されています。

出雲保健所を中心に出雲圏域の医療依存度の高い在宅療養児の生活支援検討会・研修会が設けられ、保健、医療、福祉、教育等切れ目のない支援や障がいや発達に応じた支援体制の整備、関係者の資質向上が図られています。これらの会に、本市関係課も積極的に参加し、医療的ケア児支援のための協議を行います。

また、関係者で構成するサービス調整会議において、事例検討を通して、課題の抽出を行うとともに、相談支援専門員の質の向上に取り組みます。

【医療的ケア児の支援体制】



出典：出雲保健所『在宅療養支援ファイル』

(5) 保育、保健、医療等の関係機関と連携した支援

ライフステージに沿った切れ目のない障がい児及びその家族支援を行うため、保育、保健、医療、福祉、教育、就労支援等の関係機関及び島根県重症心身障害児（者）を守る会等の当事者団体との連携を強化します。

(6) 障がい児相談支援体制の一層の充実と質の向上

障がい児相談支援体制の一層の充実を図るために、相談支援事業所を対象とした研修会や、「出雲市指定特定相談支援事業者等指導及び監査要綱」に基づく相談支援事業所への指導及び監査を実施し、相談支援体制の一層の充実と質の向上に努めます。

また、障がい児やその家族の主体的な生活を尊重し、支援するため、障がい児の様々な課題に対して相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。

※1 MSW

医療ソーシャルワーカーの略称。保健医療機関において、社会福祉の立場から、患者やその家族が抱える経済的・心理的・社会的問題や社会復帰などについて援助、協力する専門職